

改正案	現行
<p>別添1（認証の停止命令の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車分解整備事業の停止命令書</p> <p style="text-align: center;">事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は自動車分解整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、貴○のとした具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p><u>なお、改善が図られない場合には、自動車分解整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事実</u> 別紙のとおり（別紙（例）参照）</p> <p>3. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで ○○日間</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>	<p>別添1（認証の停止命令の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車分解整備事業の停止命令書</p> <p style="text-align: center;">事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は自動車分解整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、<u>貴社</u>のとした具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して<u>当局に改善報告を</u>されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事項</u> (1) ○○○○○○ (道路運送車両法第○○号の○)</p> <p>3. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで ○○日間</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>

改正案	現行
<p>別添 2 (認証の取消の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車分解整備事業の認証の取消通知書</p> <p style="text-align: center;">事業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の認証を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 (1) 名 称 株式会社 ○○○○ (2) 所在地 ○○県○○市○○町○○番地 (3) 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事実</u> 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>	<p>別添 2 (認証の取消の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車分解整備事業の認証の取消通知書</p> <p style="text-align: center;">事業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の認証を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 (1) 名 称 株式会社 ○○○○ (2) 所在地 ○○県○○市○○町○○番地 (3) 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事項</u> (1) ○○○○○○ (道路運送車両法第○○条の○)</p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

改正案	現行
<p>別添3（認証の警告書の例）</p> <p style="text-align: right;">○○第 ○○○号 平成 年 月 日</p> <p>☆☆自動車株式会社 代表取締役社長 □□ □□ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長（支局長） ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、自動車分解整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、<u>再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。</u></p> <p>また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局長あて<u>文書により報告</u>されたい。（局長警告であっても報告は支局長まで）</p> <p>なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事実</u> 別紙のとおり（別紙（例）参照）</p>	<p>別添3（認証の警告書の例）</p> <p style="text-align: right;">○○第 ○○○号 平成 年 月 日</p> <p>☆☆自動車株式会社 代表取締役社長 □□ □□ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長（支局長） ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、去る平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、自動車分解整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善するよう<u>厳重に警告する。</u></p> <p>また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局長あてに報告されたい。（局長警告であっても報告は支局長まで） なお、<u>再度この警告に違反した場合には、さらに厳しい措置を執ることがある旨を申し添える。</u></p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事項 (1) ○○○○・・・・・・・・ <u>（道路運送車両法第○○条の○）</u></p> <p>(2) ○○○○・・・・・・・・ <u>（道路運送車両法第○○条の○）</u></p>

改正案	現行
<p>別添4（改善命令書の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">改 善 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、事業場の設備及び従業員が自動車分解設備事業の認証の基準に適合していない事実及び業務の運営に関する事項を遵守していない事実（違反内容にあった内容とする）が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、<u>今だ改善されていない。</u></p> <p>よって、道路運送車両法第92条に基づき、下記のとおり改善措置を講ずることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を經由して<u>当局あて文書により報告されたい</u>（支局長にあっては、当支局あて）</p> <p>なお、改善が図られない場合には、<u>認証の取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。</u></p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事実</u> <u>別紙のとおり（別紙（例）参照）</u></p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局（支局）長 ○○ ○○ 印</p>	<p>別添4（改善命令書の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">改 善 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業について、<u>去る</u>平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、事業場の設備及び従業員が自動車分解設備事業の認証の基準に適合していない事実及び業務の運営に関する事項を遵守していない<u>事実</u>が認められた。<u>（違反内容にあった内容とする）</u></p> <p>よって、道路運送車両法第92条に基づき、下記のとおり改善措置を講ずることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を經由して<u>当局あて報告されたい</u>（支局長にあっては、当支局あて）</p> <p>なお、改善が図られない場合には、<u>認証の取り消しを行う等、更に必要な措置をとることとするので念のため申し添える。</u></p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事項 (1) ○○○○・・・・・・・・ <u>（道路運送車両法第○○条の○）</u></p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局（支局）長 ○○ ○○ 印</p>

改正案	現行
別添5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例）	別添5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例）
○運技整第○○○○号	○運技整第○○○○号
保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令書	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令書
事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿	事業者名 代表取締役 □□ □□ 殿
<p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴○の具体的な改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、指定の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p>	<p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴○の具体的な改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を經由して当局あて報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、指定の取消を行う等必要な措置をとることとするので念のため申し添える。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事実 別紙のとおり（別紙（例）参照）</p> <p>3. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで ○○日間</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事項 (1) ○○○○・・・・・・・・ （道路運送車両法第○○条の○）</p> <p>3. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで ○○日間</p>
平成○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印	平成○○年○○月○○日 ○○運輸局長 ○○ ○○ 印
<p>この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

改正案	現行
<p>別添6（指定の取消の例）</p> <p style="text-align: center;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">指定自動車整備事業の指定の取消通知書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事実 <u>別紙のとおり（別紙（例）参照）</u></p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日（一週間後を目処に記入）</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>	<p>別添6（指定の取消の例）</p> <p style="text-align: center;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">指定自動車整備事業の指定の取消通知書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事項 <u>(1) ○○○○○○</u> <u>(道路運送車両法第○○条の○)</u></p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日（一週間後を目処に記入）</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

改正案	現行
<p>別添 7 (指定の警告書の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>☆☆自動車株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 (支局長) ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。 また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局長<u>あて文書により報告</u>されたい。(局長警告であっても報告は支局長まで) なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事実</u> <u>別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</u></p>	<p>別添 7 (指定の警告書の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>☆☆自動車株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 (支局長) ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、去る平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。 また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局長<u>までに報告</u>されたい。(局長警告であっても報告は支局長まで) なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事項</u> <u>(1) ○○○○・・・・・・・・</u> <u>(道路運送車両法第○○条の○)</u></p> <p><u>(2) ○○○○・・・・・・・・</u> <u>(道路運送車両法第○○条の○)</u></p>

改正案	現行
<p>別添8（是正命令書の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">是 正 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、事業場の設備、技術及び管理組織（違反内容にあった内容とする）が下記のとおり国土交通省令で定める基準に適合していない<u>事実が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、今だ改善されていない。</u></p> <p>よって、道路運送車両法第94条の3に基づき、是正のために必要な措置をとることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、是正が図られない場合には、指定の<u>取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. <u>違反事実</u> 別紙のとおり（別紙（例）参照）</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局（支局）長 ○○ ○○ 印</p>	<p>別添8（是正命令書の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">是 正 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、<u>去る</u>平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、事業場の設備、技術及び管理組織（違反内容にあった内容とする）が下記のとおり国土交通省令で定める基準に適合していない<u>事実が認められた。</u></p> <p>よって、道路運送車両法第94条の3に基づき、是正のために必要な措置をとることを命ずる。</p> <p>また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して<u>当局あて報告されたい。</u></p> <p>なお、是正が図られない場合には指定の<u>取消しを行う等必要な措置をとることとするので念のため申し添える。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事項 (1) ○○○○・・・・・・・・・・・・ <u>（道路運送車両法第○○条の○）</u></p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局（支局）長 ○○ ○○ 印</p>

改正案	現行
<p>別添9（検査員の警告書の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 □□ □□ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長（支局長） ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、自動車検査員の行為が道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。 なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p>	<p>別添9（検査員の警告書の例）</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 □□ □□ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長（支局長） ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業について、去る平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、自動車検査員の行為が道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。 なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>警告を行う自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日</u> 氏名 ○○ ○○ 教習修了番号 ○教第○○○○号 修了年月日 平成○○年○○月○○日 生年月日 昭和○○年○○月○○日</p> <p>2. <u>違反事実</u> 別紙のとおり（別紙（例）参照）</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>警告を行う検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日</u> 氏名 ○○ ○○ 教習修了番号 第○○○○号 修了年月日 平成○○年○○月○○日 生年月日 昭和○○年○○月○○日</p> <p>2. <u>違反事項</u> (1) ○○○○・・・・・・・・・・・・ <u>（道路運送車両法第○○条の○）</u></p> <p>(2) ○○○○・・・・・・・・・・・・ <u>（道路運送車両法第○○条の○）</u></p>

改正案	現行
<p>別添 1 0 (解任命令書の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車検査員の解任命令書</p> <p style="text-align: right;">株式会社 ○ ○ ○ ○ 代表取締役 ○○○○ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業場(指定番号○指第○○○○号)に選任している自動車検査員については、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。 <u>なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなること、また、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過しない者は自動車検査員として選任できないことを申し添える。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、<u>教習修了番号及び終了年月日並びに</u>生年月日 氏名 ○○ ○○ 教習修了番号 ○教第○○○○号 修了年月日 平成○○年○○月○○日 生年月日 昭和○○年○○月○○日</p> <p>2. <u>違反事実</u> 別紙のとおり(別紙(例)参照)</p> <p>3. 解任年月日 平成○○年○○月○○日</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。 なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>	<p>別添 1 0 (解任命令書の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車検査員の解任命令書</p> <p style="text-align: right;">株式会社 ○ ○ ○ ○ 代表取締役 ○○○○ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業場(指定番号○指第○○○○号)に選任している自動車検査員については、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。 <u>なお、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過しない者は自動車検査員として選任できないことを申し添える。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、<u>教習修了番号及び</u>生年月日 氏名 ○○ ○○ 教習修了番号 ○教第○○○○号 生年月日 昭和○○年○○月○○日</p> <p>2. <u>違反事項</u> <u>自動車検査員(○○○○)は「名古屋○○○さ○○○○」(保安基準適合証番号第○○○号)の車両に対し、保安基準不適合状態であるにもかかわらず、保安基準適合証及び同標章に保安基準に適合している旨の証明をした。</u> <u>(道路運送車両法第94条の5第4項違反)</u></p> <p>3. 解任年月日 平成○○年○○月○○日</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局(支局)長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。 なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>

改正案	現行
<p>別添 1 1 (優良認定の警告書の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>☆☆自動車株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 (支局長) ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する優良自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、優良自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。 また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局長あて文書によりに報告されたい。(局長警告であっても支局長まで) なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p>	<p>別添 1 1 (優良認定の警告書の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第 ○○○○号 平成○○年○○月○○日</p> <p>☆☆自動車株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 (支局長) ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>貴○の経営する優良自動車整備事業について、去る平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。 このような行為は、優良自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善を行い、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。 また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局長までに報告されたい。(局長警告であっても支局長まで) なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町 1-2 認定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事実 <u>別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町 1-2 認定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 違反事項 (1) ○○○○・・・・・・・・・・・・ <u>(道路運送車両法第○○条の○)</u></p> <p>(2) ○○○○・・・・・・・・・・・・ <u>(道路運送車両法第○○条の○)</u></p>

改正案	現行
<p>別添 1 2 (優良認定の取消の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;"><u>優良自動車整備事業</u>の認定の取消通知書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する優良自動車整備事業について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき優良自動車整備事業の認定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認定の種類・番号 (1) 名 称 株式会社 ○○○○ (2) 所在地 ○○県○○市○○町○○番地 (3) 認定の種類・番号 車体整備作業 (二種) ○第○○○○号</p> <p>2. <u>違反事実</u> 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>	<p>別添 1 2 (優良認定の取消の例)</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;"><u>優良自動車整備事業者</u>の認定の取消通知書</p> <p style="text-align: center;">事 業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する優良自動車整備事業について、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき優良自動車整備事業の認定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業場の名称、所在地及び認定の種類・番号 (1) 名 称 株式会社 ○○○○ (2) 所在地 ○○県○○市○○町○○番地 (3) 認定の種類・番号 車体整備作業 (二種) ○第○○○○号</p> <p>2. <u>違反事項</u> (1) ○○○○○○ (道路運送車両法第○○条の○)</p> <p>3. 取り消し日 平成○○年○○月○○日から (一週間後を目処に記入)</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

改正案	現行
<p>別添 1 3 「認証の全事業場の停止命令の例」</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車分解整備事業の<u>事業</u>の停止命令書</p> <p style="text-align: right;">事業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業場について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき認証を取り消すとともに、同法第93条第1項第3号の規定に該当することから全事業場の事業停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は自動車分解整備事業の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、貴○のとした具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取消事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 事業停止命令事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)</p> <p>3. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>4. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで 5日間</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>	<p>別添 1 3 「認証の全事業場の停止命令の例」</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p style="text-align: center;">自動車分解整備事業の<u>事業場</u>の停止命令書</p> <p style="text-align: right;">事業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する自動車分解整備事業場について、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき認証を取り消すとともに、同法第93条第1項第3号の規定に該当することから全事業場の事業停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は自動車分解整備事業の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、<u>貴社</u>のとした具体的改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して<u>当局に改善報告を提出</u>されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取消事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 事業停止命令事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)</p> <p>3. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで 5日間</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>

改正案	現行
<p>別添1 4 「保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例」</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p>保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書</p> <p style="text-align: center;">事業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業場について、平成○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第9 4条の8第1項第1号の規定に基づき指定を取り消すとともに、同法第9 4条第8項第1項第4号の規定に該当することから全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴○の具体的な改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取消事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 交付停止命令事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)</p> <p>3. 違反事実 別紙のとおり (別紙 (例) 参照)</p> <p>4. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで 5日間</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、この処分が取り消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴えを提起する国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができ、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>	<p>別添1 4 「保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例」</p> <p style="text-align: right;">○運技整第○○○○号</p> <p>保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書</p> <p style="text-align: center;">事業 者 名 代表取締役 □□ □□ 殿</p> <p>貴○の経営する指定自動車整備事業場について、下記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第9 4条の8第1項第1号の規定に基づき指定を取り消すとともに、同法第9 4条第8項第1項第4号の規定に該当することから全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴社○の具体的な改善措置を平成○○年○○月○○日までに○○運輸支局を經由して当局あて報告を提出されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 取消事業場の名称、所在地及び認証番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 認証番号 ○第 ○○○号</p> <p>2. 交付停止命令事業場の名称、所在地及び指定番号 ○○自動車株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町1-2 指定番号 ○第 ○○○号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)</p> <p>3. 停止期間 平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで 5日間</p> <p>平成○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 ○○ ○○ 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、この処分が取り消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告(訴えを提起する国を代表する者は法務大臣となります。)として処分取消しの訴えを提起することができ、処分決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p> </div>

改正案		現行	
別 紙 (例)			
<p>違反事実及び「〇〇〇…基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇…基準」に基づく〇〇（事業、保安基準適合証等交付）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令</p> <p>※「〇〇〇…基準」については、それぞれ本省局長通達・本省課長通達に基づく「局通達の件名」とする。</p> <p>(平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)</p>			
番号	違反事実 (違反条項)	違反点数	適用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【45点×1台】 (道路運送車両法第94条の5第1項)	45点	
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【10点×2台】 (道路運送車両法第94条の5第1項)	20点	
3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。【1台】 (道路運送車両法第94条の6第1項)	3点	
4	保安基準に適合しない自動車 (不正改造車) に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。【1名】 (道路運送車両法第94条の5第4項)		解任命令
違反合計点数 45点×1台+10点×2台+3点=68点		事業停止日数 35日	
<p>【加重があった場合の例】</p> <p>・「〇〇〇…基準」(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号。)〇(〇)により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず〇〇の取消しとしたものである。</p> <p>・「〇〇〇…基準」(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号。)〇(〇)に定めるところにより、過去1年以内(平成〇〇年〇月〇日)に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。</p>			